敦賀署通信（令和８年１１月号）

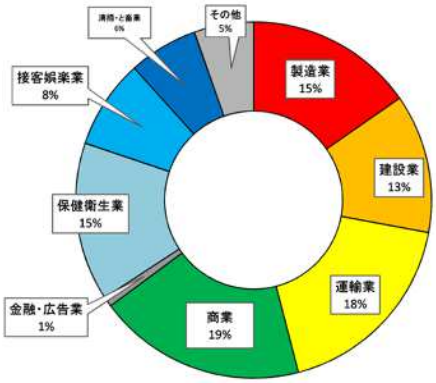
教賀労働基準監督署管内の 令和 ８年 業種別 労働災害発生状況 速報 （対前年同期比較）

令和８年10月末速報

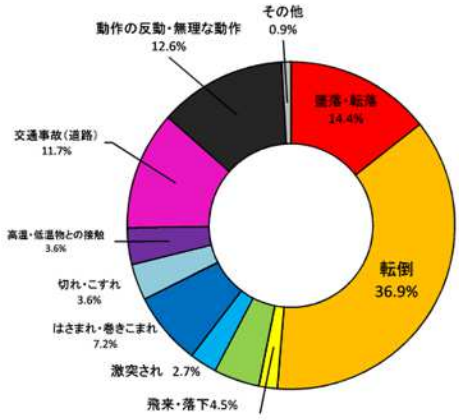
教賀労働基準監督署

区分 / 業種	休業４日以上の死傷災害				死亡災害		
	８年	7年	対前年増減	増減率(%)	８年	7年	対前年増減
全産業	111	100	11	11.0			
製造業	17	13	4	30.8			
食料品製造業	7	4	3	75.0			
繊維工業・繊維製品製造業	1	1	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	2	2	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	2	−1	−50.0			
化学工業	1	1	±0	—			
窯業土石製品製造業	1	0	1	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	1	0	1	—			
一般機械器具製造業	1	0	1	—			
電気機械器具製造業	0	0	±0	—			
輸送用機械等製造業	1	0	1	—			
電気・ガス・水道業	1	1	±0	—			
その他の製造業	0	2	−2	−100.0			
鉱業	0	0	±0	—			
建設業	14	22	−8	−36.4			
土木工事業	3	6	−3	−50.0			
建築工事業	4	7	−3	−42.9			
木造家屋等建築工事業	0	1	−1	−100.0			
その他の建設業	7	9	−2	−22.2			
運輸業	20	12	8	66.7			
鉄道等・道路旅客運送業	6	1	5	500.0			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	12	11	1	9.1			
その他の運輸交通・港湾運送業	2	0	2	—			
農林・畜産・水産業	0	7	−7	−100.0			
林業	0	3	−3	−100.0			
商業	21	10	11	110.0			
小売業	19	5	14	280.0			
金融・広告業	1	0	1	—			
保健衛生業	16	15	1	6.7			
社会福祉施設	12	12	±0	—			
接客娯楽業	9	7	2	28.6			
旅館業	3	3	±0	—			
飲食店	5	3	2	66.7			
ゴルフ場の事業	0	1	−1	−100.0			
清掃・と畜業	7	5	2	40.0			
ビルメンテナンス業	4	3	1	33.3			
その他	6	9	−3	−33.3			
警備業	2	5	−3	−60.0			

※ 休業４日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。　死亡災害は死亡災害報告による。



令和８年　事故の型別 労働災害発生状況



敦賀署管内の労働災害発生状況について
（令和８年10月末速報）

☞前年同期比で11件と大きく増加。特に、「**商業**」で最も多く発生しており、次いで「**運輸業**」、「**製造業**」の順で多く発生している。

☞事故の型別で見ると、全産業としては「**転倒**」災害が最も多く発生しており、全体の1/3超を占める。
　次いで、「**墜落・転落**」、「**動作の反動・無理な動作**」、「**交通事故（道路）**」災害の順で多く発生しており、「**行動災害**」の件数が目立つ。

☞「建設業」を除いた全ての業種で「**転倒**」災害が最も多く発生しているが、特徴的なものとして、「製造業」では機械との「**挟まれ・巻き込まれ**」災害、「運輸業」でトラック荷台からの「**墜落・転落**」災害も多く発生している。

☞年齢別で見ると、労働災害の**約半数が60歳以上**、70%超が50歳以上の労働者が被災し、４日以上の休業となっている。

１１月は、過労死等防止啓発月間です！

厚生労働省では、過労死等防止対策推進法に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、11月を「過労死等防止啓発月間」とし、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

福井県内でも、令和８年11月24日（火）に、過労死遺族の方の体験談やメンタルヘルスの専門家等による講演などを行うシンポジウムを開催することとしています。

現地開催に加え、インターネット視聴用の講演など動画配信も行いますので、是非ご参加いただければと思います。

詳しくは、右の二次元コードからご確認ください。



是非シンポジウムにご参加ください！



過労死等防止対策推進シンポジウム（福井会場）の詳細はこちらから



建設工事現場集中監督月間の指導結果について

令和８年における敦賀労働基準監督署で実施した建設工事現場集中監督月間（９月、10月）における指導結果について、取りまとめました。

建設業では、年末年始に向けて労働災害のリスクが高まります。具体的には、年内の工事完了を急ぐことによる焦りや無理な作業、年末の慌ただしさによる注意力の低下などが災害につながるおそれがあります。また、冬季は日没の早まりや積雪や凍結による転倒・墜落にも注意が必要です。工期を優先して安全確認をおろそかにすることなく、現場点検や整理整頓を徹底し、全員が無事故・無災害で新年を迎えましょう。

①作業主任者の氏名や職務を周知していない

足場、型枠や特定化学物質など一定の危険・有害作業を行う場合は、作業主任者をその作業を行う作業場毎に選任する必要があります。
そして、作業主任者を選任した後は、当該作業主任者の氏名及びその職務を関係労働者に周知するところまで義務付けられています。
周知の方法は、掲示のほか腕章や特別な帽子を着用させることなども含まれますが、
いずれの方法にせよ、関係労働者が確実に分かる方法で周知しましょう！

作業主任者選任業務一覧表



作業主任者の掲示例

②足場の設置・変更届を届出していない

一定規模の足場（高さ10m以上、かつ、設置期間が60日を超えるものに限る。吊り足場の場合は、高さは問わず、設置期間のみで判断）を設置する場合は、足場を組み始める日から30日前までに、同足場の計画書を所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。適切な審査を行うため、直前での届け出は絶対にやめてください。余裕を持った届出をお願いします。また、設置届を届け出した後、足場の主要構造部分の変更を行う場合は、その変更を行う30日前までに変更届の届出が必要となりますので、忘れずに届出をするようにしてください！



③車両系建設機械や移動式クレーンについて作業計画を策定していない

作業計画は、危険作業を開始する前に、あらかじめ、作業従事者全員（元請事業者の施工管理を行う者等を含む）に作業の方法や各安全対策（立入禁止措置等）を周知し、当該計画に基づいて確実に作業が行われることを目的として作成するものです。特にドラグ・ショベルをクレーンモードに切り替えて敷鉄板の敷設・撤去作業を行うときや当日朝（KY時等）に予定していなかった重機作業を行うときなどに計画を策定せず作業を行っていた現場が散見されました。
重機を使用する前には、作業計画を決定してから作業しましょう。



④資格証を携帯していない

一定の危険・有害作業を行う場合は、資格証（免許や技能講習）の携帯が義務付けられています。資格証の写し（コピー）の携帯ではダメです。
また、事務所で保管する行為も当然「携帯」には当たりませんが、複数の現場で散見されましたので留意してください。
元請事業者は、資格が必要な危険作業を作業者が行う場合は、確実に資格証を携帯して作業を行おうとしているかを確認するようお願いします！



⑤車両系建設機械を用途外で使用している

クレーン機能を有さない機械での荷のつり上げ作業は用途外作業として禁じられているため、当該作業は絶対に行わせないようにしてください。
また、クレーン機能を有している機械であっても、「クレーンモード」に切り替えず作業を行っている現場が散見されました。切り替えを適切に行わずに作業をすると本来有効に働くはずの安全装置等が機能せず、大変危険です。
運転者と合図者等が連携し、確実に切り替えが完了したことを確認した上で作業を行うことを徹底してください。



⑥移動はしごの転位防止措置が講じられていない

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いですが、使い方を誤ると、大きな災害が発生する可能性があります。
はしごの場合は、しっかり上下を固定し、転位しないようにした上で使用してください。
詳しくは、リーフレットを確認してください。

はしごを使う前に
脚立を使う前に



⑦足場の最大積載荷重を周知していない

足場の布板によって決定される最大積載荷重は、作業従事者に周知する必要があります。
足場は高所作業や資材の搬入に欠かせない設備ですが、最大積載荷重を超過することがあれば、足場の崩壊や転落の危険性が高まります。正確な積載荷重表示が存在することで、作業員は安全に作業できる範囲を理解し、それ以上の荷重を避けることが可能になります。

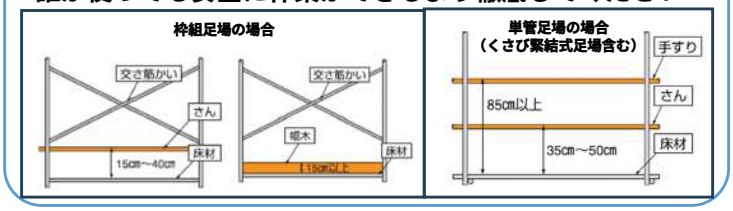
元請事業者については、その周知方法が足場の見やすい場所に表示することで行うことが義務付けられていますので留意してください。



⑧足場の墜落防止措置が講じられていない

足場上で作業を行う上で、墜落防護設備の適切な取り付けは作業者の墜落・転落するリスクを防ぐ大変重要な措置になります。くさび緊結式足場の場合、手すりのみの取り付けでは適切な墜落防護措置が講じられているとは言えません。

特に、一人親方等（個人事業者）が足場を使って作業している場合に適切な措置が講じられていない現場が散見されました。作業者の区分でリスクは変わりませんので、誰が使っても安全に作業ができるよう徹底してください！



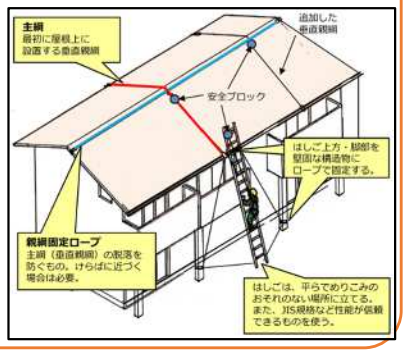
⑨屋根上で墜落防護設備が設けられない場合で墜落制止用器具を使用していない

屋根上の作業等で、手すり等の設置が困難な場合においては、親綱等の設備を設け、作業者に適切な墜落制止用器具を使用して安全に作業してください。

臨時作業であっても横着せず、作業者の安全を確保するため、着用を厳守してください。

また、作業場所に適した墜落制止用器具を選択することも重要です。

適切な墜落制止用器具を使用するに当たって



⑩足場の組立後の点検が行われていない

足場工事において最も大切なのは、日々の点検と記録を確実に行い、安全性を保つことです。
特に悪天候後や組立て・一部解体の直後は、わずかなゆるみや損傷が重大な事故につながる可能性があります。

現場では「分かっているつもり」になりやすく、忙しさの中で見落としが起きがちです。だからこそ、項目ごとに確認すべきポイントが整理された「足場点検チェックリスト」を活用することで、作業者全員が同じ基準で点検を行いましょう！

足場の点検表



⑪協議組織が設置されていない

元請事業者は、下請事業場（個人事業者含む）と一緒に安全衛生に関する重要事項を協議する組織（協議組織）を設置し、毎月１回以上、協議会を開催することが義務付けられています。協議組織の設置において、現場の規模や工期は関係なく、いずれの現場においても措置を講じる必要があります。

元請のリーダーシップのもとで現場全体の危険ポイントを洗い出し、統一されたルールを運用することで、死角のない安全管理体制を構築することが協議組織を設置する目的になりますので、

協議組織の運営のもと、適切な「情報の共有と作業の調整」を図るようにしてください。



⑫現場巡視が日々行われていない

建設現場は常に変化しており、「現場巡視」の実施の意義は、①現場に災害の危険がないか、安全衛生会議や朝礼などで指示されたことが現場で実際に行われているかを確認すること及び②現場作業実施に当たり、適度な緊張感や集中力を維持することにあります。

最近は、元請事業場の現場責任者が複数の現場を掛け持ちしているケースが散見されますが各現場において、実効性のある巡視が日々実施できているかどうか改めて確認していただき、必要に応じて管理体制の見直しを図るようお願いします！



⑬解体・改修工事現場において、石綿の有無の調査（事前調査）が実施されていない

事前調査は、請負金額にかかわらず、工事対象となる全ての部材に対し実施する必要があり、調査に当たっては、原則、設計図書などの文書及び現地での目視により実施しなければなりません。建築物等の解体等作業を行う場合は確実に調査を実施した上で作業を行うようにしてください！

詳しくは、二次元コードから。

事前調査を正しく実施できていますか



⑭解体・改修工事現場において、事前調査の掲示が行われていない

建築物の解体・改修工事を行う場合は、現場に必要な掲示物を掲示する必要が法令上求められており、事前調査結果の掲示もその一つです。
単に車に積んであるだけでは、適切な掲示がなされているとは言えません。近隣住民や通行人等は現場をよく見ていることを意識して適切な処理を心がけてください！

現場に掲示しなければならないものを正しく掲示できていますか！



⑮解体・改修工事現場において、事前調査結果を報告していない

一定の規模の解体等工事を行う場合は、パソコンやスマートフォンを使用して、事前調査結果を同作業を始める前に報告することが義務付けられています。

工期が短い場合でも、要件を満たす場合は、報告が必要になります。

また、報告を行うことが義務付けられているのは、施工業者ではなく、元請事業者になりますので留意してください。

【事前調査結果報告を行わなければならない工事】

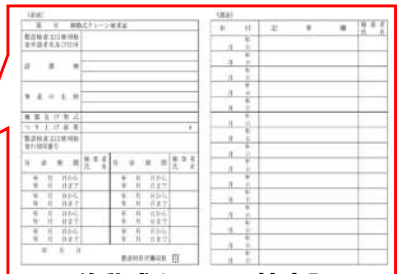
①解体工事部分の床面積の合計が80m2以上の建築物の解体工事
②請負金額が100万円以上である建築物の改修工事
③請負金額が100万円以上である「特定の工作物」(※1)の解体又は改修工事
④総トン数が20トン以上の「船舶」(※2)に係る解体工事又は改修工事

⑯移動式クレーンの検査証を備え付けていない

移動式クレーン（つり上げ荷重３トン以上のもの）を用いて作業を行う場合は、同クレーンの検査証（原本）をクレーンに備え付けていることが義務付けられています。

検査証の写しをクレーンに備え付け、原本を事務所で保管するという管理は不適切ですので留意してください。





移動式クレーン検査証

⑰化学物質を取り扱っているにもかかわらず、リスクアセスメントを実施していない

建設現場で行われる塗装、防水、シーリング、接着の作業等においては、化学物質を含有する溶剤等を使用していることが多いと思いますが、有機溶剤が入っていないからと言って、安全であるとは限りません！

使用している溶剤の缶等に下のような絵表示がある場合は要注意です。

まずは、溶剤のSDSを確認してみましょう。



GHSラベルの絵表示例



建設業における化学物質取扱い作業リスク管理マニュアル

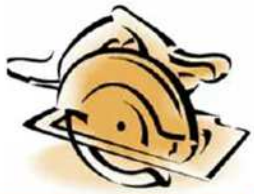
⑱携帯用丸のこ盤の覆いを無効化して使用している

携帯用丸のこ盤の覆いを番線や木片を使って、無効化し歯がむき出しの状態での作業は大変危険です。

「安全第一」でお願いします。

なお、令和９年４月１日からは、一人親方（労働者と同一の場所で作業を行う場合に限る）も安全装置を具備しない機械の使用が法律でも禁止されることになりますので、ご留意ください。

労働安全衛生規則が改正され、混在作業時の連絡調整体制等が強化されました！▶



⑲安全通路が確保されていない

作業員が安全に移動できる通路を設け、常に通行できる状態に保つことは建設現場においても基本中の基本です。

敦賀労働基準監督署管内においても、現場整理が十分でない状況で作業を行ったことにより大きなけがをしてしまった災害が令和８年でも複数発生しています。

現場で使用しないものは、持ち込まない、持ち込ませないことを前提に、現場巡視等によって常に安全通路が維持できるように努めてください！



⑳照度が確保されていないなかで作業を行っている

暗所作業（建屋屋内や橋梁の下等）では、視界の確保が困難なため、「目で見て判断できない危険」が多発するため大変危険です。

作業を開始する前に、照度を十分に確保した状態で作業が行えるように作業環境を整えましょう。

また、作業の途中で照度不足が認められる場合には、作業を継続することなく、照明設備を追加するなど、必要な措置を講じた上で作業を再開するようにしてください。



年末年始に向けて、建設業においては長期の休業前の慌ただしい中での作業や休業後に生活リズムが戻らない中で作業が行われることがあるなど、労働災害の発生リスクが高まることが懸念されます。

建設業では令和８年１２月１日から令和９年１月１５日までの期間を「**建設業年末年始労働災害防止強調期間**」としておりますので、改めて各事業場や現場の安全衛生を見つめ直し、無事故・無災害で年末年始が迎えられるように安全の取り組みをお願いします。

本期間中に見つめ直す事項について、今回ご紹介させていただいた事項のほかチェックリストも公開されていますので、ご活用ください（右の二次元コードからご確認いただけます）。

建設業年末年始労働災害防止強調期間について、詳しくはこちらから

